

- 通院処遇ガイドラインに沿って、本制度による通院医療を実施する。
- 対象者の病状、治療等の状況に関し、必要に応じ、関係機関等に情報提供する。

ケ 精神障害者社会復帰施設等

- 個別事例に応じ、本制度の処遇に携わる関係機関との連携・協力関係に基づく精神保健福祉サービスの提供を行う。
- 処遇の実施計画における援助の内容の作成に関与する。
- 個別事例に応じ、精神障害者地域生活支援センターにおいて相談対応を行う。

コ その他

- 緊急的な医療を要する場合の保護や措置通報を行う場合には、必要に応じ、警察署への協力を求める。
- 対象者の社会復帰のための福祉サービスの実施について、必要に応じ、社会福祉協議会、民生委員協議会等の協力を求める。

(6) 情報の取扱い

- 本制度においては、保護観察所を通じ、関係機関相互間で必要な情報の収集、提供が可能な仕組みとされており、地域社会における処遇に携わる関係機関が、統一的で適正かつ円滑な処遇を実施する観点から、対象者に関する情報の共有は不可欠である。
- 法令の定めるところに基づいて処遇に必要な情報を共有するに当たっては、対象者本人の同意を原則とするなど、対象者との信頼関係の構築に配慮するほか、以下の諸点を始めとして、情報の入手・管理・提供に関し、特段の配慮が求められる。
 - ・ 保護観察所、指定医療機関が保有する情報の管理について
 - ・ 他の関係機関等から得た情報の取扱いについて
 - ・ ケア会議等における資料の取扱いについて
 - ・ 法令上の守秘義務のない者への情報提供について

(7) 地域住民等への配慮